

經濟論叢

第145卷 第3号

哀 辞

故 田杉 競名誉教授遺影および略歴

カール・ポパーと経済学方法論について……………	吉 田 和 男	1
標準商品の考え方をマルクスの問題に 応用する可能性について (1)……………	岡 敏 弘	21
18世紀初頭ウェスト・ライディングにおける 炭鉱経営 (2)……………	加 藤 一 弘	34
アメリカ銀行会計の近代化……………	櫻 田 照 雄	47
ペーカー構想とブレイディ提案……………	井 上 博	64
戦間期における地方銀行の支店展開……………	東 憲 弘	88

追 憶 文

田杉 競先生を偲ぶ……………	森 俊 治	125
田杉 競先生を偲ぶ……………	飯 野 春 樹	131

平成 2 年 3 月

京 都 大 学 経 済 学 会

18世紀初頭ウェスト・ライディング における炭鉱経営(2)

—イギリス石炭鉱業と資本主義(3)—

加 藤 一 弘

はじめに

われわれの研究は，18世紀初頭ウェスト・ライディング石炭鉱業を，近代石炭鉱業のいわば前史として捉え，その構造を把握するために，1712年テンブル・ニューザム炭鉱リースと，そこでの賃貸借条件をめぐる対立に焦点をあてることから始まった。そして，まず炭鉱経営における生産過程をそれ自体として検討したり。ついで，炭鉱リース契約の伝統的なそれとの類似性に着目し，このリース契約の基本的性格に接近する準備作業として，中世炭鉱リースの検討を行った²⁾。

したがって，本稿におけるわれわれの課題は次の2点である。すなわち，

- (1) 中世炭鉱リースの検討結果を踏まえ，1712年リースの立脚していた生産関係の特徴を明らかにすること。
- (2) 各々別個に取り出した，生産過程とリース契約を突き合わせ，炭鉱リースをめぐる対立に顕現した問題を確認すること。

Ⅰ 1712年テンブル・ニューザム炭鉱リース契約の意義

テンブル・ニューザムの炭鉱リースを，前稿に検討した中世炭鉱リースとの

-
- 1) 拙稿「イギリス石炭鉱業と資本主義—18世紀初頭ウェスト・ライディングの炭鉱経営(1)—」『経済論叢』第144巻5・6号，1989年参照。
 - 2) 拙稿「イギリス中世炭鉱リースの諸特徴—イギリス石炭鉱業と資本主義(2)—」『経済論叢』第145巻1・2号，1990年参照。以下特に断わりのないかぎり，本稿は以上二稿での論述を踏まえたものである。

同一性において捉えるならば、それは、利得を流通過程に求める経営すなわち商人、に対するリース——事実上の領主権の委譲として把握される。だが、この同一性はどれほどのものであったのか。

われわれは、中世炭鉱リースの特徴を次のようにおさえることができた。第1に、土地所有による直接生産者の支配を前提とした、土地所有による彼らの全剰余生産物取得の傾向、すなわち高額賃貸借料。第2に、土地所有者にとって、その源泉として現れる鉱区を、そのような源泉として保全するための何らかの形態での稼行制限。これらの点から1712年の契約内容をいま一度ふりかえてみよう。

一見して明らかなように、このリース契約は、稼行坑数の限定を除き何らかの稼行制限的条項を一切欠くという、中世リースからの際だった差異を示している。では、いま一つの注目すべき側面である賃貸借料はどうであろうか。

われわれは、すでにこの炭鉱の直接的生産過程についての一定の概念を得ている。それを手がかりとして、この炭鉱がリース契約どおりに稼行された場合の、したがってリース契約当事者たちにとってさしあたり所与とされていたところの、生産過程の姿を描き出してみよう。

- ① 稼行坑数：3
- ② 坑当たり坑夫数：平均4名
- ③ 単位労働編成：採炭夫3名、運搬夫1名
- ④ 採炭夫1人1日当たり標準出炭能率：1ルーク（＝約1.6トン）

炭鉱の稼行状況が中世の平均的炭鉱と同様であったとするならば、したがって前稿事例1に想定したように年間稼行日が標準とされるそれに換算して120日であったとするならば、この炭鉱の年間出炭量は1,800トン弱ということになる。これに対し、賃貸借料は年間150ポンドおよび40ウエイノードの石炭であり、それは計約800トンの石炭に相当する³⁾。賃貸借料の総生産物に対す

3) ここでの石炭価額は、4,000トン余の石炭を800ポンド（1トン当たり約4シリング）としたグッドチャイルドの評価にしたがった。なお1ウエイノードは1トン弱、前稿サウス・ダラム

る比率は約45%に達し、平均的中世炭鉱リースにおけるそれを大きく上回る。

この炭鉱リースは、中世炭鉱リースを基準とするかぎり、稼行制限の大幅緩和と、同一規模の鉱区としては極めて高額の賃貸借料によって特徴づけられることになる。これら2つの特徴は何を意味するのであろうか。以下では、この2つの特徴が、中世リースからのどのような乖離を1712年リースにもたらすか、という観点からリース契約を検討してみよう。

まず、賃貸借料から検討してみよう。土地所有による全剰余生産物取得たるべき中世リースよりもなお高額の賃貸借料は、まさに必要労働にまで食い込むような、生産物に対する土地所有の請求権としても捉えられよう。その可能性を否定することはできない。だが、われわれは、借受人がこの高額賃貸借料の支払いを承認しうるような、平均的中世炭鉱においてとは異なる条件を、貸与された鉱区が有利な経営基盤として経営に付与していたことを、より現実的とみなす根拠となりうる事実を既に知っている。

さきに算出した地代比率は、稼行をめぐる条件が平均的中世炭鉱のそれと同一であることを前提としたものである。ところが、現実展開された経営における事態は、この前提とは全く異なるものであった。旧来の炭鉱稼行の一特徴は、主として市場の狭隘性に規定された、長期の中断を含む小規模稼行である。だが実際には、炭鉱付近の農業的な局地需要に依存する限り需要の減退が深刻化するまさにその時期に、大量の石炭販売を見込み得るリース市場を背景に、労働日の延長と労働力の緊張、経営拡大の衝動が生じていた。

局地的市場の制約を緩和する可能性が、リースへの近接という位置の優位によって与えられていたのである。この位置の優位がリース契約当事者達の意識を捉え、高額賃貸借料成立の背景となったとするのが、より事態に適合的であるといえよう。位置の優位にある鉱区の所有の経済的実現として的高額賃貸借

1の炭鉱の検討に際しては筆者は17.5cwt, 0.875トンとした。John Goodchild, *The Coal Kings of Yorkshire*, 1978, p. 7; J. U. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, vol. 1, p. 137, fn. 6, vol. 2, Appendix C, p. 376; 前掲拙稿「イギリス中世炭鉱リースの諸特徴——イギリス石炭鉱業と資本主義(2)——」参照。

料である。だが、この位置の優位は、リースが土地所有による剰余生産物全部取得の関係の再生産を基本とするかぎりには、それに立脚しかつこの優位にふさわしい独自の稼行制限が現れることを妨げない。一方では、地代が固定されている以上、経営の拡大は、借受人による生産過程での剰余生産物取得の無視し得ない可能性をもたらす。他方、経営拡大の衝動は、たちどころに鉱区の略奪的稼行の傾向をひきおこす。それは、鉱区所有の側からすれば、それへの有効な対抗なしでは、炭鉱経営についての将来のあらゆる請求権の消滅を意味する。

そこで、次に、リース契約のいまひとつの特徴である稼行制限の緩和について考察してみよう。何故、地主は剰余生産物に対する請求権の重要な一保障を放棄したのか。

明らかに、ここでありうるのは、地主の権益の保障としての実質的意義を稼行制限が喪失していることである。だとすれば、それは、土地所有の支配のもとにさしあたり見いだされ、そのようなものとして借受人に委譲される坑夫の労働生活によっては高額賃貸借料に見合う経営が実現できなかつたことを示唆するものである。彼らによってそれが実現できるかぎりには、地主は、土地所有の権能にもとづいて、直営においても貸し出しにおいても、ほぼ同様の彼にとっての「経営」を行うことができ、したがって「経営」内容についての、そのなかで稼行制限のもつ意味が明かであるような、一定の概念を有し得たはずだからである。

では、これらの坑夫の労働生活とはいかなるものであったか。その全体的な具体相については、われわれは何らの手がかりをも有してはいない。しかし、高額賃貸借料成立の背景が稼行中断の緩和を中心とする生産過程拡大の可能性であるとした、さきの推定が正しいものとするならば、そこから一定の概念を引き出すことはできる。すなわち、ここから出てくるのは、彼らの労働生活が、稼行日の増大をはじめとする生産過程の拡大に、ある狭い限界を画するものであった、ということである。

われわれは、ここでも、伝統的なものとして伝えられてきた坑夫の存在形態

を想起することができる。すなわち、旧態依然たる、質的にも量的にも伝統的な小規模稼行にのみ適合的な、副業として炭鉱稼行に従事する小土地保有農であり、自立的労働主体としての小鉱区との結合において地主の支配のもとにある坑夫。さしあたり見いだされる労働主体がこのような坑夫であるかぎり、彼らに依存して稼行状況を大幅に変革することは不可能である。

高額賃貸借料が、多少なりともこの変革の可能性を前提している以上は、地主は、坑夫の労働生活の、自己のあずかり知らぬ変革が借受人の経営のもとで生ずることを承認せざるをえない。その際には、彼らの労働についての概念をもちえぬ地主にとって、稼行制限の意義は、おのずから形式的なものとならざるをえないのである。

以上の推論の帰結は、次のようになる。1712年テンプル・ニューザムにおいては、直接生産者の土地所有への従属関係の一定の解体が前提され、したがって、それにかかわる言及は既に無意味となり消滅した。

さらにこれを炭鉱リース契約をめぐる利害関係として捉えなおすならば、次のような推論も可能である。都市燃料市場への近接という位置の優位にある鉱区の所有を経済的に実現するために、地主が借受人にたいして譲歩し、鉱区および坑夫に対する自己の支配権が後退する可能性を承認した。これが1712年テンプル・ニューザムにおける炭鉱リース契約の重要な一側面であった、との。

だが、この可能性はどれほどに現実的なものであったのか。リース契約条件をみれば、われわれは、このリース契約に適合的な経営においては、さしあたり土地所有に包摂されて見いだされた坑夫の伝統的な労働生活が、なお生産主体の主力を構成し、生産過程の拡大が、ある限界を画されたものであったと考えざるを得ない。すなわち、前稿に確認したように、鉱区の規模、契約期間は原始的な小規模稼行にこそふさわしい。加えて、坑夫の労働生活の変革は、地表の用益も含めた、地主の全体としての所領管理の利害に影響を及ぼす可能性をはらんだものである。この可能性が重大なものとして予想されるところであったならば、借受人への譲歩に伴って、何らかの付帯条件が、炭鉱リース契

約を特徴づけていたはずである⁴⁾。しかし、実際には、そのようなものは一切伝えられてはいない。

ここからは、リース契約が、たしかに鉱区の位置の優位を捉えたものではあったが、それを、経営を根本的に変革する要因としてよりは、むしろ、たんなる従属的要因とし、この要因によっては経営の性格は基本的に変化しないとしていたことが推定される。すなわちこうである。炭鉱の生産力の出発点が、さしあたり土地所有に包摂されて見いだされる小鉱区およびそれと結合した自立的生産主体たる坑夫、これらにおいてはいずれも、そのような生産様式と生産関係が支配的である。それゆえ、経営の拡大はリーズ市場による促進を受けつつもある限界に制約され、他方、燃料市場の発展は、未だこの生産過程を非現実的たらしめるに至らない。これが、さしあたり炭鉱経営をめぐる現実とされたものであった、と。

だとするならば、契約条項における地主の借受人にたいする譲歩は、リース契約の基本的性格に変更をせまるものではない。それはなお事実上の領主権の、すなわち自立的小生産主体としての坑夫に対する支配権の委譲=商人に対するリースである。地主にとって、借受人による経営は、あくまでこのような土地所有の利害の枠内にあって攪乱的要因たり得ぬものとして許容されたものである。他方、借受人にとっても、坑夫の労働に対する彼の独自の指揮権は極めて狭隘であり、坑夫の統括に際しては、委譲された領主権が決定的な意義を有したのである。

整理してみよう。都市燃料市場の発展とともに生じた鉱区の位置の優位の、鉱区所有としての経済的実現としての高額賃貸借料。実現に伴う、その前提としての、また、地主の借受人に対する譲歩としての稼行制限緩和。だが、この緩和から生ずる地主の支配権の後退、借受人と坑夫の間での独自の従属関係形

4) この点についてはさしあたり田中豊治『絶対王政期の産業構造』1968年、176-187ページを参照。テンプル・ニューザム付近の事例としては、1736年ホリングハースト Hollinghurst において鉱区用益と地表用益が対立し農地地代の減額によってそれが解決されていた事実がある。Cf. Goodchild, *op. cit.*, p. 38.

成の可能性は、さしあたり見いだされる生産過程の諸事情に規定されて（そして市場の作用はなおこれらの事情を覆すには至らない）狭隘である。それゆえ、リースは、基本的には、なお地主の坑夫に対する支配権を前提とした、地主の借受人に対する、この支配権をも含めた鉱区の委譲、すなわち領主権の委譲である。

1712年テンプル・ニューザム炭鉱リースは大要以上のような客観的諸関係を前提し表現するものであったと考えることができる。

II テンプル・ニューザム炭鉱経営の全体像

われわれは、これまでに、炭鉱経営の生産過程と炭鉱リース契約を、各々別個にそれ自体として検討してきた。今度は、それらを関連させ、炭鉱経営の全体像に接近していかなければならない。炭鉱経営が内包しておりリース契約違反に発現した問題とはいかなるものであったのか。

炭鉱リース契約違反は、リース契約に適合的な範囲を越えて経営が拡大したこと、したがってそれを可能ならしめるような増大した労働力充用の帰結である。それは、とりあえずは、たんなる、委譲された領主権の濫用にすぎない。だが、問題はそれが何故に生じ、如何なる方向に向かうものであったか、ということである。

さきに推定した、リース契約に適合的な坑夫は、半農半鉱の伝統的労働生活を営む者を主力とした1坑当たり平均4名、計12名である。現実に使用された坑夫はその倍、20数名であった。充用坑夫数のこの増大は、契約が正常としていた生産様式のたんなる拡大再生産ではありえない。さきの検討がそのことを指し示している。たしかにリース契約は生産過程の自由な拡大を形式的には排除してはいなかった。だが、当事者達が所与のものとして見だし契約によって確認した生産様式と生産関係は、それが支配的であるかぎり生産過程の拡大を強く制約するものであったのである。

であるならば、われわれはエイブラハムによって新たに坑夫が持ち込まれる

とともに生じた生産様式における変革がいかなるものであったかを問わなければならない。それは、なによりも、いかなる坑夫がどのように確保・充用されたか、に現れよう。

この面についてわれわれが気づくのは、さしあたり次の3点である。第1に、経営の拡大が稼行中断の緩和を条件とするものであった以上は、新たに充用される坑夫は通年稼行によりふさわしいものでなければならなかった、ということである。第2に、昼夜を問わぬ坑の稼行、ここからくる労働日の延長と労働力の緊張である。第3に、エイブラハムはこの炭鉱から去るに当たり2名の坑夫に命じて排水通洞を破壊した。

第1の点からは次のような事態が推定される。すなわち、新たに充用された坑夫の可能な存在形態は、より専門化した坑夫であるか、あるいは一時的な労働需要を満たすための臨時坑夫である。これらのいずれにせよ、彼らにおいては伝統的な労働生活は解体しており、彼らとエイブラハムとの関係は当該経営に関する独自の雇用関係としてより純化したものへと接近せざるをえない。

第2、第3の事態に見いだすことができるのは、生産過程において経営主の意志が強力に貫いていること、しかもそれが坑夫の実質的小生産者としての自立性の彼らと生産手段との結合に基づく制約によってではないこと、である。むしろ、われわれは、ここに坑夫と主たる生産手段たる鉱区との分離、坑夫の小生産主体としての自立性それ自体の一定の解体を見いだすのである。

これらから、われわれは、エイブラハムの経営において、新たに充用された坑夫を中心に、総体として直接生産者の地位が賃労働者へと近づいたものであったと推定できる。彼は、このような条件をつくりだすことによって、自己の独自の指揮権——資本の指揮権——のもとに、かつてない大量の坑夫を包摂することができたのである。さらにいうならば、このような坑夫の確保・充用を可能ならしむるような社会的条件が、既にリース契約が所与としていた生産関係の解体と照応するものであった。リース契約が前提していたのは、土地と結合した小生産者の社会的遍在であり、そこでは経営における生産過程の自由な

拡大の可能性は限定されたものでしかなかった。しかし、現実の生産は、土地から切り離された、このような生産関係からみれば過剰な人口の、社会的存在を前提していたのである。

だが同時に、われわれは、このようにいうときに変化を過大に評価する危険が伴うことも留意しておかなければならないであろう。生産過程の検討は、炭鉱経営が、生産の技術的工程は従米のあるがままと不変のまま、生産過程をただ量的に拡大したものであったことを示した。それは、労働包摂における変化が形式的なものにとどまるものであったこと、したがって、経営における資本の指揮権の基礎が極めて脆弱であったことを示唆している。事実上、たんなる、自立的小生産者としての坑夫への鉱区の下請けによる生産過程の拡大である⁵⁾。

以上からわれわれが推定することができるのは、次のような事態である。すなわち、炭鉱経営が、なお小経営的生産へと向い、したがって労働の土地所有への包摂へと向かう傾向を内包しつつも、事実上の資本—賃労働関係を初期的に展開し、この相反する労働包摂の方向が絡み合って並存する事態である。

以上の観点から、エイブラハムの炭鉱経営は次のように総括することができよう。彼はなお土地所有への依存に自らの立脚点を見いだしていた——労働の包摂における変革の形式性に規定され、またより直接的には、彼が鉱区と結合されたものとして見だし地主からその支配権を委譲された坑夫が生産力の根幹をなすのに比例して。だが同時に、彼の経営は、その展開のうちに旧来の生産関係とは別個の生産関係——資本関係——を胚胎し、少なからずその存立をこの生産関係に依存したものと転換していた。そして、この転換は、旧生産関係における過剰な人口を前提としつつ彼らを賃労働として包摂することによってもたらされたのである。その結果、炭鉱経営は、もはやリース契約と相容れないものとなったのであった。

5) 阿知羅隆雄「19世紀前半期イギリスのファーニスにおける土地寡頭制と鉄鉱山業」『経済論叢』第136巻第2号1985年、99-101ページ、ほかに吉村朔夫『イギリス炭鉱労働史の研究』1974年、第三章第一節「小親方制度の分解過程」、参照。

だとするならば、エイブラハムのリース契約違反の意義は、明らかである。土地と結合した自立的小生産を前提し、それらの、土地所有を媒介とした支配を基軸とする生産関係に立脚する土地所有——旧土地所有と、それを歴史的前提としなおそれと融合しているとはいえ資本主義的な生産関係との矛盾の発現である。事態を土地所有の経済的実現という側面において表現すればこうである。地主にとっては、鉱区の賃貸は小生産者支配の迂回の実現であり、賃貸料は基本的に剰余生産物の全部的取得である。これに対し、借受人にとっては、彼が資本関係に自己の立脚点を見いだす限りは、土地所有は彼にたんなる土地自然としての鉱区を委譲し利潤を保障すべきそれであって、リースが正常とみなす経営にとどまる限りは賃借料は過大なものとして観念されざるをえないのである。

炭鉱経営の拡大を前提する限り、この矛盾の解決は次の二様である。第1に、新たに形成された生産関係およびそこにおける借受人のもとの独自の指揮権の否定と、その上に立っての旧土地所有の再建である。借受人によって持ち込まれた増大した坑夫は、資本家としての彼との関係を切断され、あらためて土地所有に包摂される。これは経営における労働包摂変革の形式性に基礎づけられている。それが変化による成果の増大した賃貸料による吸収であるにせよ、あるいはまた、借受人にたいする何らかの土地所有上の権利の承認であるにせよ。

第2に、旧土地所有の否定。どのような形態においてであれ、土地および坑夫にたいする土地所有の支配権の、したがってその対価としての地代の否定、自立的経営による自由な用益へと鉱区を全面的に委ねる土地所有の創出、である。

資本主義的生産が発展する限りは、解決がこれら二様のうちの後者でしかありえないことは自明である。だが、現実には、相反する労働包摂の方向が並存するエイブラハムの経営の過渡性に規定され、これら二つの過程がなお並存したと考えられるのである。

エイブラハムのリース契約違反は、この二者択一を迫るものであった⁶⁾。では現実の解決はどうであったか。リース契約違反の問題のされ方を見る限り、それはこのいずれでもなかったと推定される。エイブラハムは鉱区用益から排除され、鉱区貸し出しのあり方は旧に復し、経営に生じた一切の変化が否定された。持ち込まれた抗夫を土地所有のもとへと包摂する試みもなく、排水坑道の破壊はその可能性も破壊した。そこにあったのは、地主の旧来の経営への全き固執と結果としてのそれへの全面回帰であった。

1712年テンブル・ニューザムにおける炭鉱経営は、周囲の経済のブルジョアの進化を前提に、それを捉え、当地でかつてない大経営へと発展し、その過程のうちに自身初期的な資本主義的生産関係を内包するに至った。その結果、経営がその出発点として前提していたリース契約の表現する、旧土地所有との矛盾がたちどころに深化・発現した。この矛盾は、さしあたり借受人による契約条件の無視として解決された。だが、貸与人たる地主は、最終的にあくまで既存のリース契約すなわち旧土地所有関係に固執し、所有する鉱区での生産の変革を拒否した。それとともに、生産の資本主義的發展の諸契機は、当該経営をみるかぎり解体され、当地での炭鉱経営の発展は、なお無視しえない制約のもとにおかれたのである。

III 小 括

グッドチャイルドは、18世紀初期のヨークシア石炭鉱業を評して次のように述べている。「炭鉱業者や鉱区を所有する地主が可航水路によって拓かれた可能性を完全に理解したのは、明らかに1740年代以降に属するできごとである。」⁷⁾

6) とはいえ、解決のこれら2つの方向のあいだには、無限の過渡段階がありえる。解決がどのようなものでありえたか、は、拡大した経営における抗夫の存在態様がいかなるものへと帰結しえたか、によって規定されるからである。この点に留意するならば、2つの過程の並存が経営における労働包摂の過渡性に規定されたものである以上、ありえた解決もまた、どちらの方向により重心をおいたものであらうと過渡的なものとならざるをえなかったであらう、という推定も同時に導き出されるのである。

7) *ibid.*, p. 3.

このいわば前史における石炭鉱業の構造の総体を、これまでの検討からやむに語ることにはできない。だが、この経営は、当時のウェスト・ライディングにおいて石炭鉱業興隆の先陣を切るものであり、この点からして、本稿で扱った炭鉱経営をめぐる諸事情が、石炭鉱業に胚胎した問題の重要な一側面を示すものであったこともまた明かである。

この側面とは、石炭鉱業における資本主義的生産の萌芽の発展と旧生産関係に固執する土地所有との矛盾である。域内主要産業としての伝統をもちながらも、長く中世的停滞から脱しきれないでいたヨークシア石炭鉱業に端緒的な資本主義的要素が現れつつあったこの時期、旧土地所有の変革が避けて通れない問題として次第に日程にのぼりつつあったのである。

もとより、ここで問題となる変革は封建的土地所有の否定＝排他的土地私有権の創出ではありえない。ここで問題となるのは、鉱区の資本による自由な独占的用益を許容する土地所有への、土地所有の改造である。排他的土地私有権の創出は、その前提ではあってもそれ自体としてはこのことと何ら関わらない⁸⁾。それは、それが所与として見いだす周囲の経済的諸条件に規定され、資本の土地用益によって自己を実現する方向に向かうこともあれば、小農民経営をはじめとする小生産の遍在を前提しつつそれに立脚して自らを実現する方向に向かうこともあるからである。かかる後者の利害が自立化し固執される限り、資本主義的諸関係の自由な展開はありえず、石炭鉱業は小経営的生産様式に独自の停滞から脱却することができない。

加えて、ここでは、イギリス革命における土地私有の創出が、封建的土地所有形態の一方の極である領主的土地所有による、他方の極、農民的土地保有の否定としてなされたこと、したがって創出された排他的土地私有権が、さしあたり旧領主の領主権に他ならなかったことが考慮されなければならない⁹⁾。生

8) 堀江英一編『イギリス革命の研究』1962年第四章「イギリス革命の土地闘争」290-293ページ参照。

9) 尾崎芳治「イギリス革命と農業・土地問題——地主的改革と「三分割制」(一)『経済論叢』第86巻第2号、(二)同第86巻第3号、(三)同第86巻第6号、(四)同第87巻第4号、堀江英一編前掲書前掲章参照。

産者にたいする領主的支配権は、資本主義的生産の発展と土地所有のそれへの順応を前提とする限り、過程の促進的暴力的槓杆として作用しうる。しかし、土地所有が小生産の支配に基づく自己の実現に固執する限りは、それは、資本主義的生産のまえに立ちはだかる強固な上部構造として、なお作用し続けることとなる。それは、直接生産者を自己のもとへの人格的従属において維持し続ける。それにたいし資本は、土地の用益が事実的に可能であったとしても、経営において、土地とともに事実上かかる直接生産者をも土地所有から委譲された資格においてのみ労働者を充用できるにすぎない。したがって、そこでは小農地代の高率地代がこの委譲の対価としての外皮をまとめて資本に押しつけられ、また賃労働の充用は極めて狭い範囲のものとなるのである。

18世紀初頭から準備されつつあった諸要因を結合し、ヨークシア石炭鉱業が近代石炭鉱業としての本格的姿態を整えるに至るまでには、この旧土地所有の改造が前提されなければならなかった。そして、それは行われた。1740年代には、地主たちもまた、「可航水路によって拓かれた可能性を完全に理解」しつつあったのである。

では、この改造の内容はいかなるものであったのか。土地所有権に包摂された領主的支配権はどのように変革されたのか。資本は、いかなる坑夫をいかなる賃労働として包摂し運動していたのか。総じて、ヨークシアにおいて、近代石炭鉱業の成長は、その内部にいかなる炭鉱主（資本）—坑夫（賃労働）—地主（土地所有）の関係を生み出したのか。この問題へ接近するためには、われわれは、なお新たな事実を検討しなければならない。